

○監事の職務に関する細則

(2007年6月14日 運営委員会承認)

(会計監査)

第1条 毎年の総会までに、会計担当理事から前年度の決算書および入出金明細の提示を受け、その内容が適正であるかを監査する。監査終了後に監査報告書を作成し、会長へ提出するとともに運営委員会および総会にて報告する。

(事業執行監査)

第2条 毎年の総会までに、担当理事から前年度事業報告書の提示を受け、その内容が適正であるかを監査する。監査終了後に監査報告書を作成し、会長へ提出するとともに運営委員会および総会にて報告する。

(運営委員会における助言等)

第3条 前2条のほか、運営委員会の議事において、進行が適正に行われているか適時助言する。

<改正履歴>

- (1) 2007年(平成19年)6月14日制定
- (2) 2022年(令和4年)8月22日一部改正(第1条から第3条)